

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する新潟県立大学の行動指針（2022年4月1日改定）

2022年4月1日

警戒レベル	0 (通常の活動)	1 (緩やかな制限)	2 (一部制限)	3 (不要不急の外出制限)	4 (休業)	5 (原則停止)	
授業	制限なし	対面 一部オンライン		オンライン 一部対面	オンライン	オンラインのみ (学外から)	
会議		オンラインまたは対面 (オンライン参加併用)	オンラインを推奨	原則オンライン		オンラインのみ (学外から)	
教員の教育・研究		在宅の選択可	在宅の活用	在宅の推奨（不要不急の学内 での教育・研究を行わない）	在宅（緊急なものを除き学内 での教育研究は行わない）	原則在宅 ^(注1)	
事務局の業務体制		在宅でのテレワークの選 択可	在宅でのテレワークを 活用	在宅でのテレワークを推奨	在宅でのテレワークを優先	原則在宅でのテレワー ク ^(注2)	
学生の入構		長時間の滞在の自粛・会食の制限		不要不急の登校禁止	原則禁止 ※許可されている施設利用の 場合のみ可	原則禁止	
課外活動 (Webは可)		長時間の活動の自粛	感染防止方法を含む活 動方針の届出により可 (学内外の感染状況に より一部制限)	活動自粛	原則禁止	全面禁止	
学外者の入構 ^(注3)		感染防止への注意喚起	大学の業務に必要な用 務に限る	原則禁止 ※大学の運営に必要な用務に限る			
県外との往来		国・自治体の方針や往来先の流行動向を踏まえて対応					
海外渡航		国の方針や渡航先の流行動向を踏まえて対応					

上記の原則から外れる活動等については、別途、大学の許可を要する。

警戒レベル1以上では全ての活動について以下の原則を守ること

- ・対面でのマスク着用、こまめな石けんによる手洗い（または手指消毒）を徹底し、「密閉」「密集」「密接」を避ける措置をとる
- ・入構禁止基準を遵守する。教職員は感染防止対策の通知に従う

注1) 教育・研究のリソースや情報基盤の維持など、最低限必要な業務を行う場合のみ構内への出勤可

注2) 大学の運営を維持するために必要最小限の業務を行う職員のみ構内への出勤可

注3) 県外からの移動については原則として国・自治体の指針に沿って対応